

試験輸出に取り組む生産者支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「試験輸出に取り組む生産者支援事業業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 試験輸出に取り組む生産者支援事業概要

(1) 目的

輸出に意欲のある生産者に対して、専門家の派遣や輸出入事業者とのマッチング等を通して、本県産農畜産物の更なる輸出拡大を図る。

(2) 品目

牛肉、コメ、いちご、梨を中心とした本県産農畜産物。

なお、加工品については、生産者が生産・加工したものに限る。

2 委託期間

契約締結の日から令和4（2022）年3月4日（金）までとする。

3 委託業務の実施場所

日本国内及び海外

4 委託業務内容

委託業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 事業説明会の開催

ア 参加者

農畜産物輸出に関心があり、当事業への参加を希望する県内の生産者

イ 日時

契約締結後概ね1か月以内を実施すること。

ウ 場所

栃木県内

エ 内容

(ア) 当事業の内容、参加条件等をわかりやすく説明すること。

(イ) 各参加者の状況や意向を把握するため、アンケートを実施すること。

(ウ) 各参加者の輸出実現に向け、輸出に至るまでの手順等を含む基礎的な内容のセミナーを行うこと。

(エ) 甲と協議の上、適切な会場を手配すること。

(オ) 参加者の募集は甲が行い、乙が参加者の情報を管理すること。

(2) 行動計画の決定のための個別面談

ア 事業参加者

事業に参加を希望する県内の生産者

イ 日時

事業説明会実施後、迅速に実施すること。

ウ 場所

甲と協議し、事業参加者ごとに利便性の高い会場や手段を設定すること。

エ 内容

- (ア) 事業参加者が輸出を志向する国や地域の検疫条件、市場動向及び輸出を行う際の留意事項等への理解促進を図ること。
- (イ) 個別面談を通して、事業参加者の意向を確認し、各事業参加者それぞれの輸出に向けた行動計画（輸出先国、品目、輸出量、輸出時期、輸出方法、連携者（輸出事業者）等）を決定すること。
- (ウ) 実施に当たり、事業説明会におけるアンケート調査や事業参加者の意向等から必要と判断し、かつ事業参加者間で合意が得られた場合には、事業参加者をグループとして事業に参加することを可能とする。

(3) 輸出開始に向けた支援

ア 内容

- (ア) 事業参加者の輸出に向けた進捗程度に応じて、今後行うべき具体的な取り組みや、課題の解決に必要なアドバイスをを行うこと。
- (イ) 主に国内の取組における課題解決に向けて、適切な人材をアドバイザーとして選定し派遣すること。
- (ウ) アドバイザーの選定や派遣等に係る事務、事業参加者との日程調整等、円滑な事業執行に必要な業務を行うこと。

イ 実施期間

各事業参加者の行動計画の決定後から、当事業の契約期間終了までの間に随時実施のこと。

ウ 実施回数

1 事業参加者（または1 グループ）あたり 4 回以上

ただし、事業参加者ごとの実施回数が大きく偏らないよう配慮すること。

(4) 輸出事業者やバイヤーとの商談

ア 参加者

商談ステージにある事業参加者

イ 日時

事業参加者の生産する品目等を考慮の上、設定すること。

ウ 場所

事業参加者の意向を尊重し、甲と協議の上、決定すること。

エ 実施回数

商談ステージにある1事業参加者（または1グループ）あたり1回以上。

オ 内容

（ア）事業参加者、輸出事業者及びバイヤーに対し、日時や場所等の事前調整を実施すること。

（イ）事業参加者の商談支援を行う専門家を派遣すること。

（ウ）出展品目等を考慮し、適切な輸出事業者やバイヤー等を選定し商談を実施すること。

（エ）必要に応じ、複数の事業参加者を対象とした商談会の実施も可能とする。

（5）試験輸出に向けた支援

ア 内容

商談中または商談が成立した事業者に対して、輸出に向けたアドバイスやバイヤーとの取引条件に関する支援を行うこと。

（6）フォローアップ

ア 内容

商談後の契約や販売について、専門家を派遣して適切なアドバイスを実施すること。

イ 日時

商談実施後から、当事業の契約期間終了までの間に随時実施すること。

（7）その他

ア 業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。

イ 事業参加者の発展的な取組に繋げるため、取組内容の総括、アドバイスを実施すること。

ウ 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

エ 必要に応じ、通訳の手配やメールの翻訳等を実施すること。

5 事業完了後の手続き

（1）業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を業務完了報告書、成果品の提出により、契約期間内に行うこと。成果品は次のとおりとする。

ア 成果報告書（紙媒体3部、電子媒体）

成果報告書には以下の内容を記述すること

（ア）事業の結果概要（各取組の報告書、事業参加者名簿等）

（イ）各事業参加者の取組状況（輸出実績を含む）

（ウ）委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察

（エ）その他、委託業務に係る事項

イ 活動記録写真（電子媒体）

（2）処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告する。

6 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払とする。

7 権利の帰属

当業務委託の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議・調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) 参加者数や輸出開始に向けた支援、輸出事業者やバイヤーとの商談の実施回数等について、仕様書に記載の内容を満たさない場合、甲と協議の上、契約金額を変更するものとする。
- (6) 県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。
 - ア 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることが出来るものとする。
 - イ 天災その他、県及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、県の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、県は当該部分の委託料の支払いを免れるものとする。

9 実施スケジュール（予定）

時 期	委託業務	県実施
令和3（2021）年 6月18日 7月15日（予定） 7月末 8月上旬 8月上旬 8月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結 ・ 事業説明会 ・ 行動計画の決定 ・ 輸出開始に向けた支援 ・ 輸出事業者やバイヤーとの商談 ・ 商談後のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者公募開始 ・ プロポーザル審査 ・ 契約締結
令和4（2022）年 3月上旬 3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務完了報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査 ・ 委託料支払い